

防府市道路占用料減免取扱い基準

平成17年7月1日制定

防府市道路占用料徴収条例（昭和36年防府市条例第13号。以下「条例」という。）第5条の規定による占用料の減免の取扱いは、次表に定めるところによる。

	減免の対象となる物件	減免の割合等
1	国及び地方公共団体の行う事業のための占用物件	免除
2	削除	
3	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が建設し又は災害復旧工事を行う鉄道施設	免除
4	鉄道事業法第2条第1項に規定する鉄道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設（本線、支線及び車庫等への引込線）及び同条第5項に規定する索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設（以下「鉄道等」という。）で道路が鉄道等の敷地を無償で使用する場合	免除
5	公職選挙法による選挙運動のために使用する物件	免除
6	街灯（アーチ型のものを除く。）	免除
7	農道、林道その他の公共道路（公衆が常時道路交通の一環として通行している通路）	免除
8	駐車場法第17条第1項に規定する都市計画として決定された路外駐車場	条例で定める額の4分の3
9	道路の附属物を無償で添加している電柱又は電話柱	免除
10	占用物件たる電柱又は電話柱を支えている支柱若しくは支線	免除
11	公共的団体が設置する有線放送電話柱	免除
12	公益法人が設置する有線テレビ（CATV）電柱及びその支柱、架空の道路横断電線及び各戸引込電線	免除
13	テレビ放送難視聴地区において難視聴対策のために地域住民が設置する有線テレビ（CATV）電柱及び架空の電線	免除
14	公共的団体又は電気事業者（小売電気事業者を除く。）若しくは電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第120条第1項に規定する認定電気通信事業者（以下「認定電気通信事業者」という。）が設ける架空の道路横断電線及び各戸引込電線（ただし、認定電気通信事業者が設けるものにあつては、電気通信事業法第120条第1項に規定する認定電気通信事業（以下「認定電気通信事業」という。）の用に供するものに限る。）	免除
15	ガス、電気、電気通信（認定電気通信事業者が設けるもので、認定電気通信事業の用に供するものに限る。）、水道及び下水道の各戸引込地下埋設管	免除

16	公共的団体が設ける水管及び下水道管	免除
17	郵便切手の販売場所を示す規格化された看板 (店舗に取付けられたもので、一店舗一個に限 る。)	免除
18	無料で不特定多数人に開放している公園、広場 及び運動場	免除
19	かんがい排水施設その他農業用地の保全又は利 用上必要な施設	免除
20	カーブミラー	免除
20-2	くずかご、灰皿、花壇、掲示板等で営利目的が なく、道路の美化及び公衆の利便に著しく寄与 する物件	免除
21	地上権等により道路敷の権原を取得し、道路を 築造した場合における当該道路敷内の占用物件 (地上権等設定の際占用料徴収を前提としてい る場合を除く。)	免除
22	民営の水道事業(専用水道事業を除く。)に係る 占用物件	条例で定める額の2分の1
23	バス停留所に付随して設置されるベンチ、上屋 及びバス待合所並びに広告物等が添加されてい ないバス停留所標識	免除
24	広告物等が添加されているバス停留所標識	条例で定める額の2分の1
25	駐車場(駐車場法第17条第1項に規定する都 市計画として決定された路外駐車場を除く。)	条例で定める額の2分の1
26	公安委員会の設置する交通信号灯を無償で添加 している電気事業者又は電気通信事業者の設置 する電柱又は電話柱	条例で定める額の2分の1
27	公益法人が設ける有線テレビ(CATV)の架 空道路縦断電線	条例で定める額の2分の1
28	アーケード	条例で定める額の5分の4
29	電柱、電話柱、軌道柱、街灯、消火栓標識又は バス・軌道の停留所標識に添加された広告(以 下「添加広告」という。)及び建物、へいその他 道路区域外の工作物又は物件に添加され、道路 区域内に突出する広告(突出看板)のうち、表 裏2面に表示しているもの	条例で定める額の10分の3 (添加広告のうち、巻付広告 については、さらに2分の1 を減額する。)
30	道路の上空に設置されている電線類を撤去し、 道路の地下に埋設するために、占用許可を受け て地中に設ける電線類(「地下に設ける電線その 他の線類」として占用料を徴収するものを除く。)及びこれらと一体不可分な物件(変圧器等 の地上機器をいう。) ※「地下に設ける電線その他の線類」とは、電 線共同溝又はキャブ等に収容される線類をい う。	条例で定める額の9分の8
31	電線類が上空に設置されていない道路におい て、占用許可を受けて地中に設ける電線類(「地 下に設ける電線その他の線類」として占用料を 徴収するものを除く。)及びこれらと一体不可分	条例で定める額の9分の8

	な物件（変圧器等の地上機器をいう。）	
31-2	電線共同溝又はキャブ等に設ける電線類（「地下に設ける電線その他の線類」として占用料を徴収するものに限る。）	条例で定める額の5分の1
31-3	31-2と一体不可分な物件（変圧器等の地上機器をいう。）	条例で定める額の9分の8
3 2	工作物等に添加する携帯電話等の小型の無線基地局及びこれに類する小型の無線基地局	基地局1基当たり条例で定める額の10分の7
32-2	無線基地局に附帯するアンテナ、配管及び配線	免除
3 3	生活雑排水及び宅地内雨水排水のための排水管	免除
3 4	山口ケーブルビジョン株式会社が設ける、有線ケーブルテレビ放送施設	免除
3 5	前各号に定めるもののほか条例に定める額を徴収することが不相当であると市長が特に認める物件	市長が定める割合

附 則

この基準は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。